

平成 30 年 第 8 回 三朝町教育委員会 臨時会 日程

と き：平成 30 年 7 月 10 日（火）午後 1 時 30 分

と ころ：三朝町役場 第 4 会議室

1 開 会

2 前回議事録承認

芦田委員、中前委員

3 議事録署名委員指名

4 報告事項

平成 30 年度教育関係費補正予算（平成 30 年 7 月）について
第 2 次三朝町教育ビジョン策定審議会設置要綱の制定について
三朝町立小学校統合準備委員会の委員委嘱について

5 議 事

なし

6 協議事項

東小学校 P T A から提出された質問状への回答について

7 その他

8 閉 会

次回定例会：平成 30 年 7 月 26 日（木） 13：30 ～

報告事項

平成 30 年度教育関係費補正予算（平成 30 年 7 月）について

次のとおり平成 30 年度教育関係補正予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、本委員会の意見を求める。

平成 30 年 7 月 2 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

平成30年度教育関係費 歳出補正予算（平成30年7月）案

【教育総務課】

単位：千円

科目	中事業名	補正前の予算額	補正額	補正後の予算額	内 容
小学校費	小学校施設改修費	12,288	5,695	17,983	西小ブロック塀撤去、西小女子児童更衣室改修、職員室拡張工事の増
教育総務費計		12,288	5,695	17,983	

【社会教育課】

単位：千円

科目	中事業名	補正前の予算額	補正額	補正後の予算額	内 容
保健体育費	町民プール一般管理経費	428	670	1,098	町民プール（南小）ブロック塀撤去
社会教育費計		428	670	1,098	

報告事項

第2次三朝町教育ビジョン策定審議会設置要綱について

第2次三朝町教育ビジョン策定審議会設置要綱を下記のとおり定めたいので、本委員会の意見を求める。

第2次三朝町教育ビジョン策定審議会設置要綱

(設置)

第1条 三朝町の次代を担う子どもの育成について、三朝町の教育における基本方針及び目指す子ども像を明らかにする「三朝町教育ビジョン」の改訂に向けて、専門的見地から幅広い意見を聴取し、その策定に資するため、第2次三朝町教育ビジョン策定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 第2次三朝町教育ビジョンの策定に必要な調査・研究及び審議に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、5人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 義務教育従事経験者
- (3) 幼児保育従事経験者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2次三朝町教育ビジョン策定終了日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 審議会に、座長及び副座長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 座長は、審議会を総括し、会議の議長となる。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、座長が招集する。

2 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、座長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年 月 日から施行する。

報告事項

三朝町立小学校統合準備委員会の委員委嘱について

三朝町立小学校統合準備委員会の委員委嘱について、三朝町立小学校統合準備委員会設置要綱（平成 27 年教育委員会告示第 5 号）第 4 条第 2 項の規定により、次のとおり委嘱するので報告します。

委嘱する者（地域代表者）

選出区分	前任者	後任者
小鹿地域協議会会長	森 下 洋 一	朝 倉 聡
高勢地域協議会会長	小 椋 伸 夫	田 栗 幸 人
賀茂地域協議会会長	牧 田 幸一郎	山 崎 一 彰

《参考》

○三朝町立小学校統合準備委員会設置要綱
（任期）

第 4 条 委員の任期は、統合の日までとする。

2 教育委員会は、特定の地位又はその職（以下「地位等」という。）にあるため委員となったものが、当該地位等に該当しなくなったときは、委員の職を辞したものとみなし、当該地位等にある者を委員として委嘱する。

3 教育委員会は、前項の規定によるもののほか、委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとする。

協議事項

東小学校PTAから提出された質問状への回答について

東小学校PTAからの質問状への回答について、本委員会の意見を求める。

別紙のとおり